

「軽費老人ホーム」重要事項説明書

当施設はご契約者に対して軽費老人ホーム施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）	6
7. 苦情の受付について	7
8. 事故発生時の対応	8
9. 非常災害対策について	8
10. 身体拘束の廃止	8

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 ふくしをデザイン
- (2) 法人所在地 福岡市東区名子3丁目23番50号
- (3) 電話番号 092-691-8411
- (4) 代表者氏名 理事長 原 祐一
- (5) 設立年月 平成11年10月5日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム
- (2) 施設の目的 入居者が心身共に充実した明るい生活を送ることができるよう各種サービス提供を提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 ケアハウス多々良川
- (4) 施設の所在地 福岡市東区名子3丁目23番50号
- (5) 電話番号 092-691-8411
- (6) 施設長氏名 土居 孝男
- (7) 当施設の運営方針
 - 1. バリアフリーな居宅で食事の提供、入浴の準備、その他日常生活に必要な便宜を供与することで自立した社会生活を営むことができるよう支援する。
 - 2. 在宅福祉サービスとの連携、医療機関との連携をとりながら、健康管理、緊急急病時の対応など、安心して疾病予防を行いながら生活できる環境を提供する。
 - 3. 生活相談やサークル活動などの充実した生活への援助を行う
- (8) 開設年月 平成14年8月1日
- (9) 入居定員 20人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（Aタイプ）	8室	
個室（Bタイプ）	8室	
二人部屋	2室	
合 計	18室	
食堂・娯楽室	1室	
相談室	1室	
洗濯室	1室	
浴室	1室	
ストックルーム	1室	
談話室	1室	

☆居室に関する特記事項

ウォシュレット・エアコン・ナースコール等があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職種	配置人数
1. 施設長	1 名
2. 介護職員	1 名以上
3. 生活相談員	1 名
4. 事務員	1 名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 施設長	8 : 30 ~ 17 : 00
2. 介護職員	7 : 30 ~ 19 : 00
3. 生活相談員	8 : 30 ~ 17 : 00
4. 事務員	8 : 30 ~ 17 : 00

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

〈サービスの概要〉

- (1) 各種生活相談及び助言
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴準備
- (4) 災害、疾病等の緊急時の対応
- (5) 在宅保健、福祉サービスに関し連絡等の便宜を図ること。
- (6) 自主活動への協力
- (7) その他国の定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づいて必要とされるサービス

〈利用料について〉

- (1) 翌年度のサービス提供に要する費用の決定にあたり、毎年5月末日までに前年の収入申告書と、それを確認できる必要な書類を提出して下さい。
- (2) 利用料等の請求書は、毎月中旬にお渡し致します。
- (3) 利用料及び月額管理費は、前月分を21日に指定口座より引き落とし致しますので、前もって口座にご入金ください。
- (4) 使用料（電気料、ガス代、上下水道使用料等）は、前月分を利用料と一緒に、毎月21日に指定口座より引き落とし致します。
- (5) 電気料、ガス代は各戸別のメーターにより金額を算出します。
- (6) 上下水道料は一人月額2,000円とします。

- (7) ストックルーム代は一区画年額 1 万円となります。ご希望の方はお申し出下さい。
- (8) 利用料は毎年物価の上昇等に応じて改定されます。
- (9) 1 1 月から 3 月までは、冬期加算額（暖房費）として別途お支払下さい。
【利用料と同様、改定があります。】
- (10) 居住に要する費用を全額分割払いにされる方は、サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用の合計月額額の 3 ケ月分相当（限度 30 万円未満）を保証金としてお預かりします。
- (11) 入居又は退居にともなって、1 ケ月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算とします。
- (12) 身上に関する重要な変更事項が生じたときは、速やかに施設長に届け出て下さい。

〈サービス料金〉

利用料金＝サービスの提供に要する費用＋生活費＋居住に要する費用＋個人費用

①サービスの提供に要する費用

前年度収入区分	サービスの提供に要する費用
1, 500, 000 以下	10, 000
1, 500, 001～1, 600, 000	13, 000
1, 600, 001～1, 700, 000	16, 000
1, 700, 001～1, 800, 000	19, 000
1, 800, 001～1, 900, 000	22, 000
1, 900, 001～2, 000, 000	25, 000
2, 000, 001～2, 100, 000	30, 000
2, 100, 001～2, 200, 000	35, 000
2, 200, 001～2, 300, 000	40, 000
2, 300, 001～2, 400, 000	45, 000
2, 400, 001～2, 500, 000	50, 000
2, 500, 001～2, 600, 000	57, 000
2, 600, 001～2, 700, 000	64, 000
2, 700, 001～2, 800, 000	71, 000
2, 800, 001～2, 900, 000	78, 000
2, 900, 001～3, 000, 000	85, 000
3, 000, 001 以上	92, 600

②生活費

一律 48,474 円 11 月から 3 月まで冬季加算額（暖房費）2,150 円 別途徴収します

③居住に要する費用（一括払いと分割払いによって、毎月の金額が変わります）

タイプ別		一括支払	全額分割払（月）	併用払い	
				一時金	分割払（月）
1 人用 A タイプ	A (24.22 m ²)	3,103,701	14,482	1,300,000	8,416
	B (24.70 m ²)	3,165,212	14,769	1,300,000	8,703
	C (26.80 m ²)	3,434,319	16,024	1,300,000	9,958
1 人用 B タイプ	D (38.95 m ²)	4,991,295	23,289	2,000,000	13,957
	E (39.02 m ²)	5,000,266	23,331	2,000,000	13,999
2 人用 C タイプ	F (48.87 m ²)	6,262,506	29,221	2,000,000	17,089

④個人費用

電気料金・・・メーター換算

ガス料金・・・メーター換算

上下水道料・・・2,000 円

＜サービスの概要＞

①食事

（１） 食事の場所は原則として食堂とさせていただきます。

座席は指定させていただいています。必要に応じて座席の変更を検討します。

（２） 食事時間は、次のとおりです。

朝 食 8 時 0 0 分 ～ 9 時 0 0 分

昼 食 1 2 時 0 0 分 ～ 1 3 時 0 0 分

夕 食 1 8 時 0 0 分 ～ 1 9 時 0 0 分

（３） 病気等の理由により食堂での食事が出来ないときは、職員にご連絡下さい。

（４） 外出・外泊等で欠食される場合には、事前に職員にお知らせ下さい。

（５） 前日午前中までに届け出のあった外泊、または入院で欠食される場合は食費は返還いたします。

なお、食費の返還額の内訳は次のとおりです。

朝 食 200 円 昼 食 300 円 夕 食 300 円

（６） 毎日の予定メニューを前もって明示いたします。

- (7) 食品に対するアレルギーのある方は必ず事前にお申し出ください。お申し出がなく、万が一アナフィラキシーショック等の症状が出た場合は責任を負いかねますのでご了承ください。
- (8) 当施設は集団給食施設である為、こまめな嗜好(好き嫌い)にはお応えしかねますのでご了承ください。

②入浴

- (1) 原則として、毎日入浴できます。
- (2) 入浴時間は、14 時 30 分から 22 時までです。
- (3) 入浴に際しては、皆様が気持ちよく入浴できますように、公衆衛生・入浴マナーをお守り下さい。
- (4) 伝染性の疾患の疑いがある場合は、速やかに職員に相談してください。

〈入所中の医療の提供について〉

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 原土井病院
所在地	福岡市東区青葉6丁目40番8号
診療科	内科、整形外科、リハビリ科、皮膚科、外科、リウマチ科、歯科、他

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

(1) ご契約者からの退居の申し出

- この契約を解除しようとするときは、30 日以上予告期間をもって施設が定める契約解除届けを施設に提出するものとし、その契約解除届けに記載された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとする。
- 前項の契約解除日まで居室を施設に明け渡さなければならない。
- 契約解除届けを施設に提出しないで居室を退居したときは、施設が退居の事実を知った翌日から起算して7 日目をもって、この契約は解除されたものとする。

(2) 施設からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

- 次の各号のいずれかに該当する場合、2 か月間の予告期間を置いて、この契約の解除を通告することができるものとする。
 - 入居の要件に関して、虚偽の届け出を行って入居したとき。
 - 利用料を3 か月以上支払わないとき。
 - サービスの提供に要する費用の減額に当たって虚偽の届け出を行った場合。
 - 施設長の承諾を得ないで、施設の建物や附帯設備等の造作・模様替えを行い、か

つ原状回復を行わないとき。

(5) 個別の日常生活上の援助（調理を除く）又は介護を必要とする状態であるにも関わらず、それらを受けることができないとき。

(6) ご契約者又はそのご家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずる恐れのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、ご契約者に対しての支援を提供することが著しく困難になった時。

※ハラスメント行為に関しては、内容を法人内で精査し、ご本人及びご家族（代理人）と十分な協議を経た上での対応となります。

(7) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき。

(8) その他共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。

2. 前項の規定により施設がこの契約の解除を通告した場合には、その予告期間満了後、遅滞なくその居室を明け渡すものとする。
3. 施設は第1項による契約の解除通告をするに先だって必ず、本人及び身元保証人に弁明の機会を設けるものとする。
4. 施設は、第1項による契約の解除通告に伴う予告期間中に必ず移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、本人及び身元保証人その他関係者、関係機関と協議し、移転先の確保につき協力するものとする。

(3) 契約の終了

この契約による契約の終了とは、次の各号に該当する場合をいう。

(1) 死亡したとき（2名の場合は、いずれか1名もしくはいずれもが死亡したとき）

(2) ご契約者からの退居の申し出、施設からの申し出により退居していただく場合、契約が解除され、予告期間が終了したとき。

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 〔連絡先〕 092-691-8411

〔受付時間〕 毎週月曜日～金曜日

9:00～17:00

- ・担当者 吉村 拓郎（生活相談員）
 - ・責任者 土居 孝男（施設長）
 - ・第三者委員 和才 雅宣（株式会社ホームケアサービス 代表取締役）
- 〔連絡先〕 092-691-8777
- 安部 猛（心理相談員）
- 〔連絡先〕 092-562-0233

また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

(2) 苦情処理体制・手順

- ・苦情があった場合直ちに担当者が相手方に連絡をとり、面接などして詳しく事情を聞くとともに、担当者からも事情を説明するものとする。
- ・担当者が必要と判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う（検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。）
- ・検討の結果、必ず翌月までには具体的な対応をするものとする。
- ・結果を記録保管し、再発防止に役立てるものとする。

(3) 養介護施設従事者による高齢者虐待に関する相談窓口

福岡市役所 福祉局 高齢社会部 事業者指導課	所在地 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号 電話番号 092-711-4319 FAX 092-726-3328
---------------------------	--

行政機関その他苦情受付機関

福岡市東区役所 保健福祉センター 福祉・介護保険課	所在地 福岡県福岡市東区箱崎2-54-1 電話番号 092-645-1069 FAX 092-631-2191 受付時間 月～金 9:00～17:00
福岡県国民健康保険団体 連合会 事業部 介護保険課 介護サービス相談窓口	所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7856 受付時間 月～金 9:00～17:00
福岡県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 春日市原町3丁目1-7（クローバープラザ内） 電話番号 092-915-3511 FAX 092-584-3354 受付時間 火～日 9:00～17:30

(4) 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

- ① アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組み あり
- ② 福祉サービス第三者評価の実施 なし 実施した評価機関の名称 なし
結果の開示 なし

(福祉サービス第三者評価とは)

福祉サービスの「第三者評価」は、「社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価」とされています。

詳しくは、福岡県及び福岡県福祉サービス第三者評価推進機構のホームページをご参照ください。

8. 事故発生時の対応

サービス提供時において要介護者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または予め定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

9. 非常災害対策(B C P)について

当施設は、B C P(事業継続計画)マニュアルを作成し、防火管理者及びB C Pについての責任者を決めておくとともに、非常時に備える為、年4回、定期的にB C P研修・訓練(自然災害、感染症、消防)を実施します。

10. 身体拘束の廃止

- (1) 当施設は、軽費老人ホームサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他の利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 当施設は、前項の身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行います。
 - ① 緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、Ⅰ 切迫性 Ⅱ 非代替性 Ⅲ 一時性 の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。
 - ② 要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成し、文書により説明し、同意を得た上で実施します。
 - ③ 廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。
 - ④ 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。又、その記録は2年間保存し、行政担当部局の指導監督が行われる際に提示できるようにします。
 - ⑤ ④の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

1 1. 虐待防止のための取り組み

(1) 利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為、担当者を定めて以下の措置を講じます。

- ① 虐待を防止する為の従業者に対する定期的な研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備
- ③ 虐待防止の為の指針整備及び対策を検討する委員会の設置と従業者への周知
- ④ 従業者又は家族からの虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

令和 年 月 日

軽費老人ホーム入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウス多々良川

説明者職名 生活相談員 氏名 吉村 拓郎 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階

(2) 建物の延べ床面積 5,705㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援事業所

(4) 施設の周辺環境

当施設は福岡市の副都心香椎より3kmのところであり、JR土井駅の北東約900mに位置し、土井団地に隣接したところです。当施設より1kmの当地の中心街、銀行・大手スーパー・商店街があり、近年整備が進んでいる。このような地域の中で、静かな環境に恵まれているところです。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

施設長…所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括します。

介護職員…利用者の日常生活の介護、援助に従事します。

生活相談員…利用者の生活相談、面接、援助等の業務に従事します。

事務員…庶務及び会計業務に従事します。

3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 洗濯

(1) 4階の洗濯室に洗濯機と乾燥機を準備しております。

(2) 洗濯室の使用時間は、7時から19時までです。

(3) 居室への洗濯機の持ち込みはできません。

(2) 外出・外泊

(1) 外出・外泊については自由ですが、緊急時の連絡等のため、外出の場合は職員にご連絡下さい。尚、外泊の場合は所定の用紙で届け出て下さい。

(2) 外出・外泊の延期、帰宅時間の変更等をする場合は、職員にご連絡下さい。

(3) 夜間時(22時～7時の間)、玄関を施錠いたします。その間は、専用の出入り口を自分の鍵で利用されるか、インターホンで職員へ連絡下さい。

(3) 来訪者の利用

(1) 来訪者が宿泊を希望されるときは、所定の用紙で届け出て下さい。

(2) 来訪者が食事を希望する場合、事前にご相談いただき、所定の用紙で届けて下さい。

- (3) 一時的な疾病等による看護又は介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、施設長に届け出てください。

(4) 健康管理

- (1) 体調に異常を認められたときは、速やかに職員にご連絡下さい。
昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員が対応します。
- (2) 施設が行う定期的な健康診断（ミニドック）は、必ず受けて下さい。
- (3) 健康保険証は緊急事態に備えて、常に保管場所を明らかにしておいて下さい。
- (4) 病気その他の理由により、介護を必要とする状態になったときは、家族の介護または介護保険の在宅サービス（一部負担）を利用されるか、病院への入院もしくは他の施設の利用をお願いすることがあります。

(5) 防災・防犯について

- (1) 施設敷地内は、禁煙となっています。（改正健康増進法の受動喫煙対策による）
また、居室内での火の取り扱い（ろうそく、線香等）は控えてください。
- (2) 施設での消防訓練等を実施する際には、積極的に参加下さい。
- (3) 火災等の緊急事態が発生した場合は、居室に設置しているナースコールで職員に急報して下さい。
- (4) 火災等の危険性のある電気・石油・ガス器具（ストーブ等）の持ち込みはご遠慮下さい。詳しくは職員にお尋ね下さい。
- (5) カーテン・カーペット・絨毯は防災マークのついた物を使用して下さい。
- (6) ベランダは、非常時の避難路として使用する場合がありますので、障害物になるようなものは置かないで下さい。
- (7) 災害発生時には放送に注意し、職員の指示に従って下さい。
- (8) 災害発生時には、エレベーターは使用しないで下さい。
- (9) 食事、入浴、外出等で居室を空けられる際は、戸締りなどの防犯に努めて下さい。

4. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします
ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5. その他

- (1) 居室の備品や設備が故障・破損または紛失したときは、職員にご連絡下さい。
状況・原因によっては自己負担となりますので、日頃から掃除等の管理をお願い致します。
- (2) 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営

利活動はご遠慮ください。また、ハラスメント行為（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等）もお控えください。

- （３）けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけることは、ご遠慮下さい。
- （４）施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害することは、ご遠慮下さい。
- （５）小動物等のペットの飼育は原則として禁止しますが、熱帯魚等のペットについてはその限りではございませんので、職員にご相談下さい。
- （６）お車を使用される方は、入居者専用駐車場に駐車して下さい。
- （７）皆様へのお知らせは、４階掲示板に掲示したり、各ポストに配布したりしますので、定期的にご確認下さい。
- （８）各自が公共のマナーを守り、お互いが気持ちよく過ごせますようご協力下さい。
- （９）その他、ご不明な点やお困りの際には、ご遠慮なく職員にご相談下さい。